# 長与町農業委員会会議録

平成３０年５月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

# 平成３０年５月農業委員会総会

１．　日時　　平成３０年５月２５日（金）　　９時２５分から１０時４５分

２．　場所　　長与町役場４階全員協議会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　２番　柳原　厚志　　３番　崎山　光子

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第３号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

第５　　第１号報告　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

第６　　第２号報告　農地改良届出報告書について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。定刻前でございますが、皆さんお揃いですので、総会開催に先立ち、報告いたします。平成３０年５月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、１２人全員の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員は、８人全員出席でございます。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　みなさん、おはようございます。それでは、平成３０年５月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。２番、柳原厚志委員、３番、崎山光子委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について２件、第２号議案農用地利用集積計画について３件、第３号議案では、第２号議案の２件目・３件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について２件だされています。

そして、報告事項では、農地転用専決処分報告が２件、農地改良報告が１件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。

それでは、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請についての１件目、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第１号議案農地法第３条の規定による許可申請について、議案書の№１をお開き下さい。整理番号３、（３－１）申請地が、（賃貸人①）所有農地で長与町岡郷（地番）、畑、１９０㎡。同じく（地番）、畑、８１８㎡。同じく（地番）、畑、４２㎡。長与町岡郷（地番）、畑、３，７６２㎡。同じく（地番）、畑、３４３㎡。同じく（地番）、畑、３６０㎡。同じく（地番）、畑、３９㎡。同じく（地番）、畑１，４７７㎡。同じく（地番）、畑、１，１４７㎡。小計９筆、畑、８，１７８㎡。

（賃貸人②）所有農地で、長与町斉藤郷（地番）、畑、６９３㎡。同じく（地番）、畑、５９０㎡。同じく（地番）、畑、１，０５２㎡。同じく（地番）、畑、１，０２０㎡。同じく（地番）、畑、２８３㎡。小計５筆、畑、３，６３８㎡。計で１４筆、畑、１１，８１６㎡。農地区分は、農用地区域外は、（賃貸人①）所有農地、岡郷（地番）、畑、４２㎡。同じく（地番）、畑、３９㎡。の２筆。それ以外の１２筆の農地は、農用地区域です。

申請者は、賃貸人が、長崎市江平（地番）、（氏名）さん。長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。賃借人は、長与町嬉里郷（地番）、（会社名）代表取締役（氏名）さん。

申請目的として契約は、賃貸借２０年の契約で、賃料として（賃貸人①）のところは、１０ａあたり○○円の○○円。（賃貸人②）のところは、１０ａあたり○○円の○○円です。備考の欄に記載している通り、賃借人は農地を賃借し規模拡大をはかり、将来的には加工、販売部門も事業展開できる法人をめざすということです。耕作地は、３，３７９㎡、労働力は、４人で、（賃貸人②）所有農地が市街化調整区域内にあり、それ以外は一般区域となります。

土地の所在ですが、３ページは広域図になります。
次の４ページをお開き下さい。（賃貸人①）所有農地となりますが、岡郷、国道２０７号線○○バス停から○○方向に入ったところが申請地、岡郷（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）、（地番）となります。
次の５ページをお開き下さい。（賃貸人②）所有農地になりますが、時津町との町境になります。時津町に（事業所名）がありますが、その付近になります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っておりますので、まず岡地区担当推進委員から補足説明はありませんか。
柳原弘推進委員。

推進委員８　番　　５月２２日に現地立会いを行いました。岡郷地区のみでしたが、手入れもされており立派なオリーブ園でした。個人の土地を会社へ名義変更という形ですが別に問題ないと思います。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからありませんか。
６番、田中稔委員。

６　番　　推進委員さんの報告のとおりで問題ありませんが、個人と会社という初めての案件ですので、もう少し詳しく教えていただけませんか。

議　長　　斉藤地区の補足説明後に説明いたします。
次に、斉藤地区担当推進委員さんから補足説明はありませんか。
坂本謙二推進委員。

推進委員７　番　　５月２２日に４名で現地立会いを行いました。５ページ目の（地番）、（地番）、（地番）、それと６ページ目の（地番）と（地番）はすでにオリーブが植栽されていました。５ページ目の（地番）、（地番）は木が生えており荒れていたが、伐採してオリーブを植栽すると思われるので、地域の為にも荒廃地が減るので問題ないと思います。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからありませんか。
９番、渡邉章三委員。

９　番　　今の説明のとおりです。問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたので、６番、田中委員さんの質問について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　個人と農業法人の関係ですが、借りる農業法人もそれなりの要件を満たさないと借りられないです。下限面積は、長与町では個人の農家の３０００㎡以上を借りるか所有するかを条件になっています。会社の中で農業に従事する日数として１４０日以上であり、資金面と事業計画がきちんとしていることの確認がされているかです。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
　９番、渡邉章三委員。

９　番　　代理人でなく、借りる人が立会いに出て来てもらいたいので、今後要望をお願いします。

議　長　　今後もこのような案件は出てくると思うので、事務局の方にも対応を宜しくお願いします。他にありませんか。
　４番、古立委員。

４　番　　申請者の賃貸借人の所が、住所が相違していますが、私邸と会社の住所でそのようになっているのですか？

議　長　　こちらに家を作る準備をしており、現状の住まいは長崎で、農業法人は嬉里郷になっています。

議　長　　他にありませんか。
　３番、崎山委員。

３　番　　今後もオリーブをして下さり、荒地を開発して下さるのはとてもありがたいのですが、オ

リーブ振興協議会との関係を教えてください。今後が心配です。

議　長　　この方が目指しているのは、農業法人として独自にオリーブを売りにしていきたいということだと思います。それが、現状とどう合致しているのかは、事務局含め私もわかりませんが、農業法人とオリーブ協会が目指すところは違う気がします。
この問題は協議会で審議したいと思います。

議　長　　他にありませんか。
梶尾推進委員。

推進委員５　番　　以前、（賃借人）と一緒にオリーブを植えて仕事していたが、話し合いもなく、（賃借人）が離れました。建屋や機械の問題もありますのでお聞きしたいです。

議　長　　この問題は、審議とは直接は関係ありませんので、協議会で審議したいと思います。
他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
この農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。
続いて、２件目の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案書の№.２をお開き下さい。
整理番号４、（３－２）申請地が、長与町斉藤郷（地番）、畑、１８７㎡。同じく（地番）、

畑、５０２㎡。計６８９㎡。農地区分は、農用地区域の２筆です。
申請者は、譲渡人は、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町嬉里郷（地番）、（会社名）代表取締役（氏名）さん。
申請目的としては、契約が所有権移転の売買で、価格は、１０ａあたり〇〇円で〇〇円です。備考の欄に記載しているとおり、譲渡人は、高齢で将来農業経営が困難になることが予想されるので、売却するということです。
耕作地は、３，３７９㎡で、労働力は、４人。市街化調整区域になります。
土地の所在ですが、３ページは広域図になります。６ページをご欄下さい。時津町との町境になり、（事業所名）がございますが、その付近になります。以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員から補足説明はありませんか。
坂本謙二推進委員。

推進委員７　番　立会いの時には、すでにオリーブが植栽してありました。高齢ということでしたが、以前は、みかんを植えていたと思います。売買して、またオリーブ園にするとのことでしたが、特に問題ありません。

議　長　続いて、担当農業委員さんからありませんか。
９番、渡邉章三委員。

９　番　１０年以上赤判定。現地は山林化していたが、今回、耕作されるので問題ありません。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。
この農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決定いたします。

次に、第２号議案農用地利用集積計画についての１件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。

それでは議案書の４ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。

利用権を設定する土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、田、１，３４９㎡。利用権の種類は賃貸借権で、具体的な作物名は、野菜です。平成３０年６月１日から平成３５年５月３１日までの５年間です。年間借賃は、〇〇円で、毎年年末口座へ振込みとします。新規になります。

土地の所在ですが、６ページをお開き下さい。

斉藤郷、（施設名）グラウンド側横が申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

坂本謙二推進委員。

推進委員
７　番　　５月２２日に現地立会いを行いましたが、平地で草が生えており藪になっていたが、借地にして野菜を作ることは非常に助かると思います。特に問題ありません。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。

９番、渡邉章三委員。

９　番　　先ほどの推進委員さんの説明のとおり問題ありません。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

それでは、第２号議案の２件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に７ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎県長崎市尾上町３番１号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長崎市扇町（地番）。

利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、５３８㎡。利用権の種類は、賃借権で、利用内容は、普通畑です。平成３０年７月１０日から平成３３年７月９日までの３年間です。

借賃は、１０ａあたり○○円で、年額○○円です。借賃の支払い方法は、来年の６月から口座振替とします。

利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、賃貸借です。

次に、土地の所在ですが、９ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、○○大橋○○バス停がございますが、図のような場所が申請地です。

次に第３号議案の１件目、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、４ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。権利を設定する土地は、第２号議案の２件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

田中光夫推進委員。

推進委員
３　番

５月２２日午後から、和田さんと森さんと柳原委員の４人で立会いを行いました。現在は、夏野菜を作られていて、議案が上がる前の昨年までは個人と個人の話合いで作物を作られており、新規ではなく継続のような形でした。今回、中間管理機構を利用されるということで問題はないと思います。

議　長

続いて、農業委員さんからありませんか。
２番、柳原厚志委員。

２　番

前は、水稲を作っておられたが、借り手の方が高齢になられたので、3 年前に返されました。耕作人の〇〇さんは、水稲やみかんをされていましたので問題はないと思います。

議　長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長

これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。
まず、第２号議案の２件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

全員です。

議　長

挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、第３号議案の４ページの意見書に「意見なし」、または、「意見あり」のどちらかを第２号議案の２件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。
第２号議案の２件目並びに第３号議案の１件目の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で町長に報告致します。

それでは、次の案件の説明を事務局よりお願いします。

事務局　次に、１０ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎県長崎市尾上町３番１号。利用権を設定する者の氏名は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。

利用権を設定する土地は３筆です。長与町本川内郷（地番）、田、１，５０６㎡。本川内郷（地番）、田、７８０㎡。同じく（地番）、田、７４６㎡。計３，０３２㎡。

利用権の種類は、賃借権です。利用内容は、水田です。平成３０年７月１０日から平成３５年７月９日までの５年間です。借賃は、本川内郷（地番）が１０ａあたり○○円、年額○○円。本川内郷（地番）が１０ａあたり○○円、年額○○円。本川内郷（地番）が１０ａあたり○○円、年額○○円です。借賃の支払い方法は、来年の６月から口座振替とします。

利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、賃貸借です。

１２ページをお開き下さい。未相続農地の場合の利用権の設定に関する同意書になります。

１３ページをご覧下さい。被相続人（氏名）さんの相続関係説明図になります。

申請場所を申し上げます。本川内郷、県道長崎多良見線、（施設名）、○○バス停がございますが、図のような場所が申請地となります。

次に第３号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について６ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社 理 事 長 上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階）。権利を設定する土地は第２号議案の３件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、担当推進委員さんから補足説明はありませんか。

原口司推進委員。

推進委員１　番　５月２２日に現地確認を行いました。貸主の○○さんは、昨年まで稲作をされておりましたが、病気になったため、近所にいらっしゃる借主の○○さんへ貸すことになったため問題ありません。

議　長　　続いて、農業委員さんからありませんか。
　１２番、益冨雅彦委員。

１２番　　先ほどの説明のとおりで問題ありません。

議　長　　説明がおわりましたが、ご意見・質問はありませんか。
　７番、柿本委員。

７　番　　１２ページの同意書の効力を確認したいのですが、同意書を同じ方が書いていると思われますが、問題ありませんか。

事務局　　本来は自書となるが、今回は、それぞれ本人の意思確認が取れたため受理しました。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見・質問並びに審議を終了致します。
　まず、第２号議案の３件目の利用権設定からですが、説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
　続いて、第３号議案の４ページの意見書に「意見なし」、または、「意見あり」のどちらかを第２号議案の３件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否を取ります。
　第２号議案の３件目並びに第３号議案の２件目の案件について『意見なし』の農業委員の方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で、町長に報告いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の１ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番）、職業は、不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん、長崎市琴海大平町（地番）、職業は、無職です。

２．土地の所在等、土地の所在ですが、長与町高田郷（地番）、面積２６９㎡、同じく（地番）、面積４１３㎡。同じく（地番）、面積１，６２３㎡。「高田南土地区画整理事業、仮地番（街区番号）、８９３㎡。」計２，３０５㎡。

土地の所有者は、（氏名）さん、長崎市琴海大平町（地番）。

３．転用計画は、宅地造成。４．申請日、平成３０年５月１日。５．専決処分の日、平成３０年５月８日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年５月２５日、長与町農業委員会事務局長、和田弘。

次に２ページをご欄下さい。届出の場所を申し上げます。高田郷、主要地方道長崎多良見線○○橋、高田南土地区画整理の中になりますが、申請地は、○○トンネルの上部の図のような場所になります。以上で説明を終わります。

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　では、次の報告をお願いします。

事務局　それでは報告事項の３ページをお開き下さい。農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分報告です。

１．当事者の氏名・住所・職業、譲受人は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、福岡市博

多区博多駅前（地番）、職業は、不動産業です。譲渡人は、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）、職業は、農業です。

２．土地の所在等、土地の所在ですが、長与町高田郷（地番）、９１１㎡。同じく（地番）、１７㎡。登記簿、畑、現況、畑、計９２８㎡。土地の所有者、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。

３．転用計画は、宅地造成です。４．申請日、平成３０年５月７日。５．専決処分の日、平成３０年５月２２日。以上の通り、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成３０年５月２５日、長与町農業委員会事務局長、和田弘。届出の場所を申し上げます。

次の４ページをご欄下さい。広域図となりますが、高田郷、（施設名）、○○橋を渡り（事業所名）がございますが、申請地は、図のような場所になります。５ページには、拡大図をつけています。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　では、次の報告をお願いします。

事務局　　それでは報告事項の６ページをお開き下さい。農地改良届出の報告です。

土地の所在ですが、斉藤郷（地番）、地目、登記簿、田、現況、田、面積、１，２９０㎡です。

所有者は、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。耕作者は、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。備考の欄に記載していますとおり、作付け作物は、野菜で工事期間は、平成３０年８月３１日までとなります。

上記の通り、田畑転換届出（平成３０年５月１８日付）について、平成３０年５月２２日に現地確認を行ったので、報告します。平成３０年５月２５日、農業委員渡邉章三、農地利用最適化推進委員坂本謙二。代読でございます。

届出の場所を申し上げます。７ページをご覧下さい。

斉藤郷、（施設名）グラウンド側付近になりますが、斉藤郷（地番）、申請地となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　田から畑の転換です。現地を確認いただきましたので、９番、渡邉章三委員さん、報告をお願いします。

９　番　　この場所は、（所有者）の自宅の前で、水田を人に作ってもらっても割に合わないので、畑にして、直売所向けの野菜を作るとのことです。嵩上げの高さは、３０ｃｍ程度です。以上です。問題ありません。

議　長　　続いて、坂本推進委員さんお願いします。

推進委員
７　番　　先ほどの説明のとおりです。問題ないと思います。

議　長　　ただ今、説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３０年５月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会５月総会を閉会します。